

平成 23 年度 茨木市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な使途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

平成 23 年度の都市計画税（3,841,162 千円）は、以下の通り都市計画事業費等（10,027,735 千円）の財源として活用しました。

○平成 23 年度都市計画税使途状況

（毎年府へ報告している「都市計画税の課税状況調」を基に作成）

都市計画事業費等の使途内訳

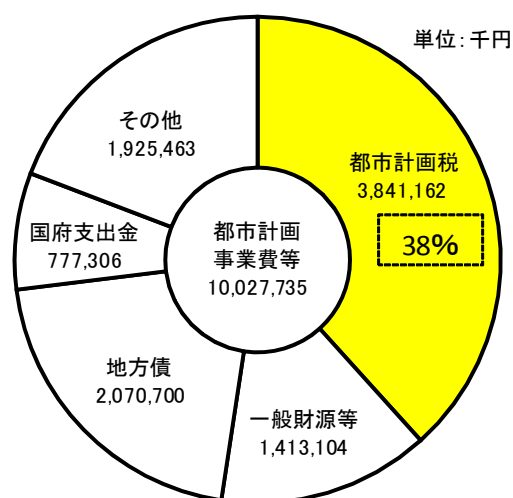
（単位：千円）

都市計画事業費等		10,027,735
使途内訳	街路整備	2,847,850
	公園整備	965,288
	下水道整備	1,149,469
	土地区画整理	130,000
	地方債償還	5,295,128

都市計画事業費等の財源内訳

（単位：千円）

都市計画事業費等		10,027,735
財源内訳	都市計画税	3,841,162
	一般財源等	1,413,104
	地方債	2,070,700
	国府支出金	777,306
	その他	1,925,463



都市計画税は都市計画事業費等の約 38% を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。